

「没入型技術の利活用促進に向けたマルチステークホルダー連携会合」開催要綱（案）

1 目的

仮想現実（VR）・拡張現実（AR）・複合現実（MR）といった没入型技術は、製造、建設、運輸、医療、教育、文化、行政等の多様な分野で、物理空間と仮想空間を融合させながら、社会課題の解決に資する技術として利活用が進んできている。他方、その普及の程度は今なお限定的とも言え、更なる利活用が進むよう利活用促進に係る様々な課題について多角的に検討することが重要である。

このため、本会合では、仮想空間の関連サービス提供者をはじめ、デバイスマーカーやビジネスユーザーも含めた没入型技術に関わるマルチステークホルダーが、互いに知見を共有及び議論をし、総務省の「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」において策定された「メタバースの原則」の更なる改定について検討を行うとともに、没入型技術の利活用促進に向けた望ましい普及啓発の在り方についても検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会合は、「没入型技術の利活用促進に向けたマルチステークホルダー連携会合」と称する。

3 検討事項

- (1) 没入型技術の利活用促進に関連する事項
- (2) 「メタバースの原則」に関連する事項
- (3) (1) 及び (2) に掲げる事項のほか、没入型技術に関連する事項

4 構成及び運営

- (1) 本会合は、総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）の会合とする。
- (2) 本会合の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会合には、座長を置く。座長は、本会合の構成員の互選により定めることとする。
- (4) 座長は、本会合を招集し、運営する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会合を招集し、運営する。
- (6) 座長は、必要に応じ、本会合の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、本会合の構成員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (8) その他、本会合の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本会合は原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会合で使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公

共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本会合については、原則として議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

6 その他

本会合の庶務は、総務省情報流通行政局参事官が同省情報通信政策研究所調査研究部の協力を得て行う。

「没入型技術の利活用促進に向けたマルチステークホルダー連携会合」構成員等

(敬称略、五十音順)

【構成員】

雨宮 智浩	東京大学情報基盤センター 教授
栄藤 稔	大阪大学先導的学際研究機構 教授
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部 教授
小川 岳弘	Dynabook 株式会社 NCC ソリューション戦略部 部長
影広 達彦	株式会社日立製作所研究開発グループ Digital Innovation R&D 先端 AI イノベーションセンタ 主管研究長
加藤 直人	クラスター株式会社 代表取締役 CEO
小塚 荘一郎	学習院大学法学部 教授
近藤 博仁	ソニー株式会社ニューコンテンツクリエイション事業部 XR 事業 部門プロダクトマネジメント部 統括部長
仲上 竜太	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会技術部会 部会長
南郷 史朗	株式会社 NTT コノキュービジネスデベロップメント部門 担当 部長
樋口 雄哉	日本電気株式会社デジタルプラットフォームサービスビジネス ユニットプラットフォーム・テクノロジーサービス事業部門バイ オメトリクス・ビジョンAI 統括部 ディレクター
増田 雅史	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士

【オブザーバー】

内閣府知的財産戦略推進事務局参事官
金融庁総合政策局イノベーション推進室
デジタル庁戦略・組織グループ AI 実装総括班 web3 担当
経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課